

「埼玉県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例(案)」 に対する意見の募集について

「埼玉県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例(案)」の策定にあたり、多くの県民の皆様のご意見を反映するため、下記の通り県民コメントを募集いたします。

記

1 ご意見の募集期間

令和4年12月23日(金)10:00～令和5年1月23日(月)17:00

2 ご意見の提出方法

(1)提出方法

自由民主党埼玉県支部連合会県民コメント専用フォームより提出

※ 県民コメント専用フォーム以外からの方法でのご意見のご提出はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

3 ご意見の取扱いについて

- (1)ご提出いただいたご意見を考慮し、「埼玉県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例(案)」を策定いたします。
- (2)ご意見に対する回答やご提出いただいたご意見については返却いたしませんのであらかじめご了承ください。また、意見募集の結果の公表は原則致しません。
- (3)本県民コメントを通してお預かりした個人情報については、「埼玉県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例(案)」の策定にあたってのみ使用し、使用目的以外での利用はいたしません。
- (4)頂戴したご意見について、条例案策定に際し、プライバシーに関する情報を除いた上で、埼玉県等関係機関へ情報提供する場合がございます。ご提出いただいた際には、関係機関への情報提供に承諾されたものとみなします。

4 お問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-9-14

自由民主党埼玉県支部連合会 県民コメント担当

TEL 048-824-3297

FAX 048-824-3328

以上

埼玉県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（案）の概要

令和4年12月22日

1 改正の趣旨・背景

パーキングパーミット制度とは、公共施設や商業施設などに設置されている車椅子のマークが書かれている高齢者、障害者等のための駐車施設（以下「障害者等用駐車施設」という。）の利用対象者を、障害者、介護が必要な高齢者、妊産婦、けが人など一定の方に限定し、利用証を交付することで、障害者等用駐車施設の適正利用を図る制度である。

パーキングパーミット制度は平成18年に佐賀県で導入され、現在では、全国の41府県及び埼玉県内の2市（川口市・久喜市）で導入されており、障害者等用駐車施設の適正利用を促進する効果が認められている。また、8割を超える府県において、車椅子使用者用駐車施設（幅員350cm以上）だけでなく、一般の駐車区画（幅員250cm程度）についても制度の対象とする、「ダブルスペース」と呼ばれる取組が行われている。

しかし、埼玉県では、都市部における駐車区画の不足を理由として、パーキングパーミット制度は導入されていない。

このような状況を踏まえ、パーキングパーミット制度を導入するため、埼玉県福祉のまちづくり条例の一部を改正し、県に対して必要な措置を講ずる義務を定めることで、県内全域における障害者等用駐車施設の適正な利用の推進を図るものである。

2 改正の概要

障害者等用駐車施設の適正な利用の推進を図るため、埼玉県福祉のまちづくり条例に以下の条項を新設する。

改正の概要	改正の主な趣旨
（高齢者、障害者等のための駐車施設の適正な利用の推進） 第8条の2 県は、高齢者、障害者等が自らの意思で自由に移動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができるよう、高齢者、障害者等のための駐車施設の適正な利用を推進するため、利用証の交付その他の必要な措置を講ずるものとする。	パーキングパーミット制度の導入
2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、事業者の協力の下、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設のほか、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる駐車施設の確保及び前項に規定する利用証の交付を受けた者によるこれらの駐車施設の優先的な利用の確保に努めるものとする。	駐車施設の確保及び優先的な利用の確保
3 県、県民及び事業者は、相互に協力し、前項の駐車施設を円滑に利用することができるよう努めるものとする。	駐車施設の円滑な利用

※1 「高齢者、障害者等」（第1項、第2項）

本条例の第2条で次のとおり定義しています。

高齢者、障害者、妊産婦、子供等で日常生活又は社会生活に行動上の制限を受けるもの

※2 「高齢者、障害者等が円滑に利用できる駐車施設」（第2項）

通常幅の駐車区画のうち、パーキングパーミット制度の対象とするものを指します。